

## 四国森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律第246号）第6条第1項の規定及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第12条第1項の規定に基づき、別紙の森林計画区の地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を策定、国有林野管理経営規程第6条第9項及び第14条第2項の規定に基づき、別紙の森林計画区の地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を変更したいので、国有林野の管理経営に関する法律第6条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

### 1. 縦覧に供する計画書等

別紙のとおり。

### 2. 縦覧場所

別紙のとおり。

### 3. 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 令和3年1月13日（水）から令和3年2月12日（金）の平日

(2) 縦覧時間 9時から12時及び13時から17時

### 4. 意見書

策定計画（案）又は変更計画（案）に意見がある者は、次に定めるところにより、四国森林管理局長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

#### (1) 提出先

郵便：〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号

四国森林管理局長（計画課扱い）あて

FAX：088-821-2255

E-mail：shikoku\_keikaku@maff.go.jp

#### (2) 提出期限

縦覧期間が満了する令和3年2月12日（金）までに必着。

#### (3) 意見書の記載事項

ア 意見のある策定計画（案）、変更計画（案）の名称を記載すること。

イ 意見提出者の氏名及び住所を記載すること。（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、電話番号）

ウ 意見は、具体的かつ簡潔に記載すること。

#### (4) 意見書の処理方法

提出された意見は、計画の策定及び変更時に参考とする。

また、計画の公表と合わせて意見の要旨及び処理結果を公表する。

なお、意見提出者の氏名等は一切公表しない。

令和3年1月13日

四国森林管理局長